

第8期高齢者お達者プラン(加賀市介護保険事業計画・加賀市高齢者福祉計画)の策定について

1 計画策定の趣旨

加賀市介護保険事業計画・加賀市高齢者福祉計画は、本市における介護保険制度と高齢者に関する福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題と目的を明らかにし、施策の方針と具体的な目標を定めるものです。

2 法令等の根拠

老人福祉法第20条の8の規定に基づく加賀市高齢者福祉計画、及び介護保険法第117条に基づく加賀市介護保険事業計画を、一体のものとして計画を策定します。高齢者福祉計画は、高齢者関連施策全般にわたる目標を定める総合的な計画であり、介護保険事業計画は、介護保険事業のサービスの種類と量を定める実施計画です。

3 計画の概要

(1) 計画策定に向けての検討項目

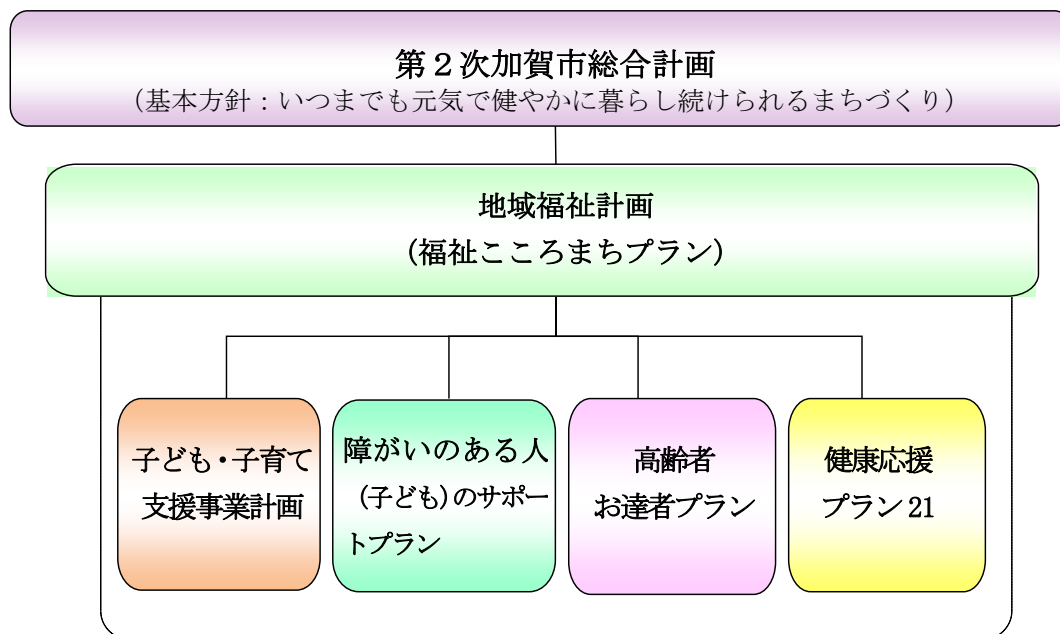
- ① 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

(2) 他の計画との関係

本計画は、社会福祉法の規定に基づく地域福祉計画及び健康増進法の規定に基づく健康増進計画と整合性をとり、本市の総合計画（基本構想）に則して定めるものです。

本市では総合計画の基本理念にもあるように、「加賀市民憲章」（平成27年9月制定）の考え方である「歴史と伝統文化の尊重」「美しい自然の保全と継承」「暮らす人や訪れた人が笑顔になるまち」の3つの考え方を、加賀市が目指すべきまちづくりの「基本理念」としてしています。また、「保健」「医療」「福祉」分野の基本方針として「いつまでも元気で健やかに暮らし続けられるまちづくり」を示しています。

計画の関連イメージ



(3) 計画に盛り込む事項(予定)

- ①加賀市の現状と将来推計
- ②日常生活圏域と地域の状況
- ③基本理念と施策体系
- ④介護保険事業の見込みと介護保険料

4 計画期間

本計画は、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025（令和7）年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年に向けて、中・長期的な視野に立った目標を設定し、取組みを行う令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3か年を計画期間とします。

5 策定スケジュール

日付	内容
6月	策定方針の決定
12月	計画素案の提示
2月	計画最終案の提示
3月	計画案の確定